

吉井川水害タイムライン検討会 設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムラインを検討することを目的として設置する吉井川水害タイムライン検討会に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 吉井川水害タイムライン検討会は、次の事項について所掌する。

- (1)吉井川水害タイムライン検討会の構成機関を対象とした吉井川水系における台風による高潮、洪水による内水・外水・土砂災害等の風水害に備えたタイムラインの検討
- (2)その他必要な事項

（組織構成）

第3条 吉井川水害タイムライン検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関をもって構成する。

- 2 吉井川水害タイムライン検討会に、座長を置くものとする。
- 3 座長は、会務を総括し、吉井川水害タイムライン検討会を代表する。

（会議の招集等）

第4条 吉井川水害タイムライン検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 吉井川水害タイムライン検討会は、原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第6条 吉井川水害タイムライン検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、吉井川水害タイムライン検討会の運営に必要な事項については、吉井川水害タイムライン検討会で定めるものとする。

附 則

本要綱は、令和元年 7月25日から施行する。

改正 令和2年 3月 2日（事務局追加）

吉井川水害タイムライン検討会（改正案）

（構成機関）岡山市
津山市
備前市
瀬戸内市
赤磐市
美作市
和気町
鏡野町
勝央町
奈義町
西粟倉村
美咲町
中国電力(株)岡山支社
（一社）岡山県LP ガス協会
岡山ガス（株）
津山ガス（株）
西日本電信電話(株)岡山支店
西日本旅客鉄道(株)岡山支社
（公社）岡山県バス協会
中鉄北部バス（株）
日本放送協会 岡山放送局
西日本放送(株)
(株)瀬戸内海放送
RSK山陽放送(株)
テレビせとうち(株)
岡山放送(株)
（株）テレビ津山
岡山エフエム放送(株)
NPO法人つやまコミュニティFM
岡山県 危機管理課
岡山県土木部 防災砂防課
岡山県土木部 河川課
岡山県警察本部
陸上自衛隊日本原駐屯地
NPO法人まちづくり推進機構岡山
気象庁 岡山地方气象台

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所
国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所
国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所

(座長)

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 西山 哲

(アドバイザー)

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 前野 詩朗

(事務局)

岡山市 危機管理課

岡山県 危機管理課

岡山県土木部 防災砂防課

岡山県土木部 河川課

気象庁 岡山地方气象台

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所

※敬称略

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">吉井川水害タイムライン検討会 設置要綱 (改正案)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムラインを検討することを目的として設置する吉井川水害タイムライン検討会に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 吉井川水害タイムライン検討会は、次の事項について所掌する。</p> <p>(1)吉井川水害タイムライン検討会の構成機関を対象とした吉井川水系における台風による高潮、洪水による内水・外水・土砂災害等の風水害に備えたタイムラインの検討</p> <p>(2)その他必要な事項</p> <p>(組織構成)</p> <p>第3条 吉井川水害タイムライン検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関をもって構成する。</p> <p>2 吉井川水害タイムライン検討会に、座長を置くものとする。</p> <p>3 座長は、会務を総括し、吉井川水害タイムライン検討会を代表する。</p> <p>(会議の招集等)</p> <p>第4条 吉井川水害タイムライン検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、</p>	<p style="text-align: center;">吉井川水害タイムライン検討会 設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムラインを検討することを目的として設置する吉井川水害タイムライン検討会に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 吉井川水害タイムライン検討会は、次の事項について所掌する。</p> <p>(1)吉井川水害タイムライン検討会の構成機関を対象とした吉井川水系における台風による高潮、洪水による内水・外水・土砂災害等の風水害に備えたタイムラインの検討</p> <p>(2)その他必要な事項</p> <p>(組織構成)</p> <p>第3条 吉井川水害タイムライン検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関をもって構成する。</p> <p>2 吉井川水害タイムライン検討会に、座長を置くものとする。</p> <p>3 座長は、会務を総括し、吉井川水害タイムライン検討会を代表する。</p> <p>(会議の招集等)</p> <p>第4条 吉井川水害タイムライン検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、</p>	<p style="text-align: center;">(別紙変更)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>意見を聴くことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 吉井川水害タイムライン検討会は、原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。</p> <p>2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページに公開するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 吉井川水害タイムライン検討会の庶務を行うため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、吉井川水害タイムライン検討会の運営に必要な事項については、吉井川水害タイムライン検討会で定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>本要綱は、令和元年 7月25日から施行する。</p> <p><u>改正 令和2年 3月 2日 (事務局追加)</u></p>	<p>意見を聴くことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 吉井川水害タイムライン検討会は、原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。</p> <p>2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページに公開するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 吉井川水害タイムライン検討会の庶務を行うため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、吉井川水害タイムライン検討会の運営に必要な事項については、吉井川水害タイムライン検討会で定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>本要綱は、令和元年 7月25日から施行する。</p>	<p>(追加)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">吉井川水害タイムライン検討会 <u>(改正案)</u></p> <p>(構成機関) 岡山市 津山市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 美作市 和気町 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 美咲町 中国電力(株)岡山支社 （一社）岡山県 LP ガス協会 岡山ガス（株） 津山ガス（株） 西日本電信電話(株) 岡山支店 西日本旅客鉄道(株) 岡山支社 （公社）岡山県バス協会 中鉄北部バス（株） 日本放送協会 岡山放送局 西日本放送(株)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">吉井川水害タイムライン検討会</p> <p>(構成機関) 岡山市 津山市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 美作市 和気町 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 美咲町 中国電力(株)岡山支店 （一社）岡山県 LP ガス協会 岡山ガス（株） 津山ガス（株） 西日本電信電話(株) 岡山支店 西日本旅客鉄道(株) 岡山支社 （公社）岡山県バス協会 中鉄北部バス（株） 日本放送協会 岡山放送局 西日本放送(株)</p>	<p style="text-align: center;">(変更)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(株)瀬戸内海放送 RSK 山陽放送(株) テレビせとうち(株) 岡山放送(株) (株) テレビ津山 岡山エフエム放送(株) NPO法人つやまコミュニティFM 岡山県 <u>危機管理課</u> <u>岡山県土木部 防災砂防課</u> <u>岡山県土木部 河川課</u> 岡山県警察本部 陸上自衛隊日本原駐屯地 NPO 法人まちづくり推進機構岡山 気象庁 岡山地方气象台 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所</p> <p>(座長) <u>岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授</u> 西山_哲</p> <p>(アドバイザー) <u>岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授</u> 前野_詩朗</p> <p><u>(事務局)</u></p>	<p>(株)瀬戸内海放送 山陽放送(株) テレビせとうち(株) 岡山放送(株) (株) テレビ津山 岡山エフエム放送(株) NPO法人つやまコミュニティFM 岡山県 (空白) (空白) 岡山県警察本部 陸上自衛隊日本原駐屯地 NPO 法人まちづくり推進機構岡山 気象庁 岡山地方气象台 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所</p> <p>(座長) 岡山大学大学院 西山哲 教授</p> <p>(アドバイザー) 岡山大学大学院 前野詩朗 教授</p> <p>(空白)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(事務局追加)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>岡山市 危機管理室</u></p> <p><u>岡山県 危機管理課</u></p> <p><u>岡山県土木部 防災砂防課</u></p> <p><u>岡山県土木部 河川課</u></p> <p><u>気象庁 岡山地方气象台</u></p> <p><u>国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所</u></p> <p><u>国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所</u></p> <p><u>国土交通省 中国地方瀬日局 苫田ダム管理所</u></p> <p>※敬称略</p>	<p>(空白)</p> <p>(空白)</p> <p>(空白)</p> <p>(空白)</p> <p>(空白)</p> <p>(空白)</p> <p>(空白)</p> <p>(空白)</p>	<p>(追加)</p>